

# 第2次明和町耐震改修促進計画 概要版

## はじめに

### 目的と背景

目的：だれもが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、建築物の地震に対する安全性を計画的に向上させることを目的として策定します。

背景：昭和53年に起きた宮城県沖地震などの建物被害状況を踏まえ、昭和56年6月に耐震基準が抜本的に見直され、平成7年阪神・淡路大震災を教訓として「耐震改修促進法」が制定されました。

平成7年以降も日本各地で大地震が頻発しており、県内でも大地震の発生が危惧されています。

### 計画期間

平成29年度～平成37年度(平成32年度に中間目標を設定し、必要に応じて計画内容を見直します。)

### 対象建築物

昭和56年以前に建てられた住宅及び特定既存耐震不適格建築物<sup>1</sup>等を対象とします。

**1 特定既存耐震不適格建築物とは**・・・一定規模以上で多数の町民が利用する施設など(幼稚園・保育所、小・中学校、社会福祉施設、体育館、店舗、事務所等)を指します。

## 明和町のゆれやすさ

### ゆれやすさマップ

明和町のゆれやすさを示す「ゆれやすさマップ」を以下に示します。「ゆれやすさマップ」は、関東平野北西縁断層帯主部による地震(M8.1)を想定した場合の震度分布を示したものです。

ゆれやすさマップ

#### 震度5強

大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。

棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。

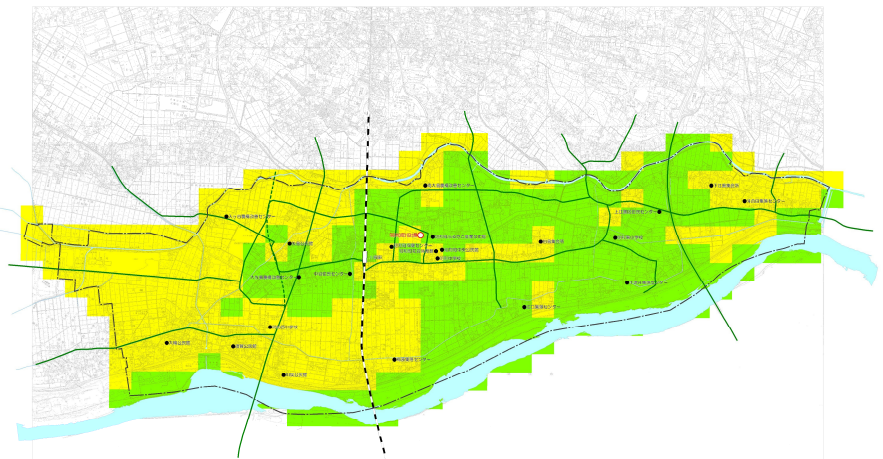
窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。

#### 震度6弱

立っていることが困難になる。

固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。

壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。



震度5強  
震度6弱

## 明和町における耐震化の現状と目標

### 耐震化の現状

明和町における住宅の耐震化率は、平成28年度における推計値で67.6%となっています。多数の者が利用する建築物<sup>2</sup>の耐震化率は、100%となっています。

多数の者が利用する町有建築物（町庁舎、学校等）の耐震化率は、100%となっています。町有建築物全体（公共建築物）の耐震化率は、81.7%となっています。

**2 多数の者が利用する建築物とは**・・・特定既存耐震不適格建築物のうち、火薬等の危険物を貯蔵・処理する建築物及び特定の道路に接する通行障害建築物を除いた建築物を指します。

### 耐震化の目標設定

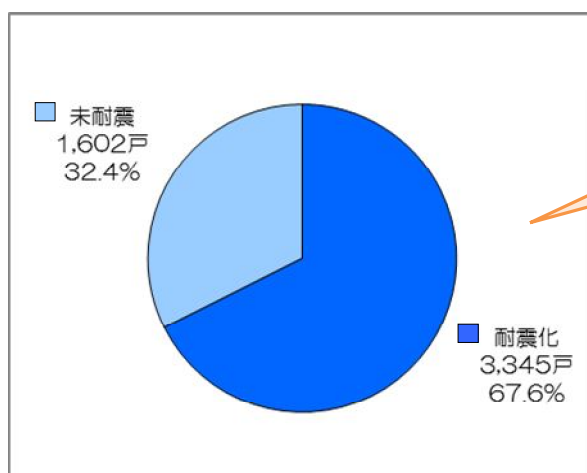
国及び県計画においては、住宅及び多くの人が利用する建築物の耐震化率を、平成32年度までに95%（減災化した住戸を含む。）にすることを目標に、また平成37年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としています。

明和町における耐震化の目標については、以下のとおり設定します。

計画期間内における平成32年度までの住宅の耐震化の中間目標は、80%（減災化した住戸を含む。）に設定し、平成37年度の最終目標を100%に設定します。

計画期間内における平成32年度までの町有建築物全体の耐震化の中間目標は、90%に設定し、平成37年度の最終目標を100%に設定します。

#### 住宅《現状》



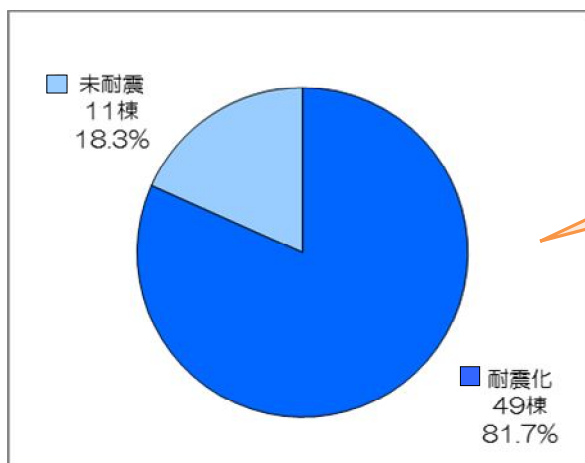
住宅全体 4,947 戸の 32.4% (1,602 戸) が耐震化されていない状況です。

目標  
80%

493 戸<sup>3</sup>の耐震化及び減災化が必要です。

<sup>3</sup> 建替えや除却等の自然更新による耐震化を反映しています。

#### 町有建築物全体《現状》



町有建築物全体 60 棟の 18.3% (11 棟) が耐震化されていない状況です。

目標  
90%

6 棟の耐震化が必要です。

## 耐震化を促進するための総合的な施策

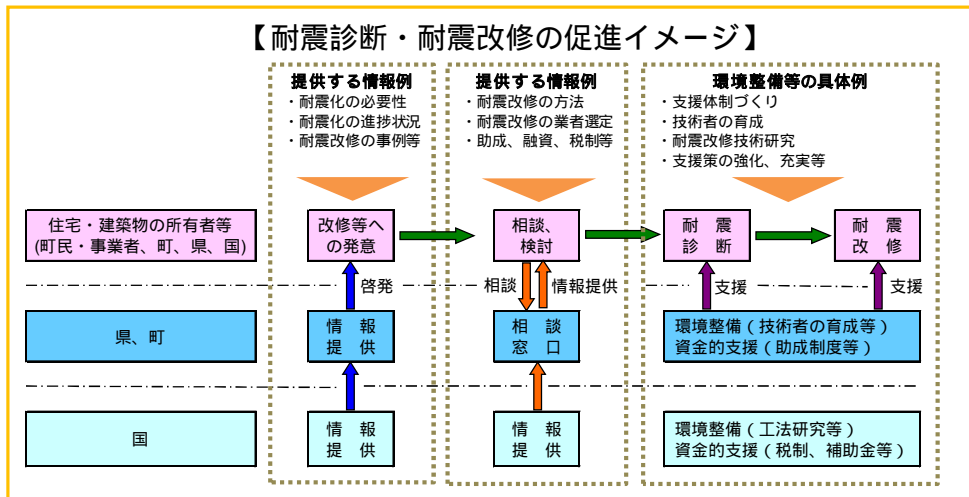
### 耐震化の促進に係る基本的な取り組み

#### 住宅・建築物の所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等が、自ら自分の住宅・建築物が地域の安全性向上の支障とならないように配慮することが基本です。住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して自助努力のもと耐震化を進めることが重要です。

#### 国や県と連携した耐震化への支援

建物の所有者等が耐震化の取り組みを実施しやすいようにするため、国や県と連携して耐震改修を進めるための環境整備や負担軽減のための制度の創設など、耐震化を促進するため必要な取り組みを総合的に進めていきます。



### 耐震化に関する啓発及び知識の普及

#### 地震防災に関する情報の提供

建築物の耐震化の必要性や、日常生活における安全対策等の取り組みについての普及・啓発に努めます。

### 耐震化を促進するための支援策

#### 耐震診断及び耐震改修に係る窓口の設置

町では県及び土木事務所に設置している建築相談窓口等において、住民からの耐震診断や耐震改修に関する情報提供の充実や各種相談等を受け付ける相談窓口の利用促進を検討します。

#### 助成制度

耐震診断・耐震改修の義務者は建物所有者であることから、原則として所有者自らが耐震化を行う必要がありますが、耐震診断・耐震改修には相当な費用負担を要することから、この軽減を図ることが課題となっています。こうした課題の解消に向けた施策として、今後補助事業化を検討していきます。

#### 木造住宅耐震化に係る補助

明和町では、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、次の補助制度を実施しています。

### 木造住宅耐震診断者派遣事業

目的：町内に存する木造住宅の所有者に対し、町が耐震診断者を派遣して耐震診断をすることにより、地震に対する建築物の安全性の確保・向上を図るとともに、耐震診断・改修を促進し、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的とします。

### 木造住宅耐震改修補助事業

目的：地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、耐震改修を実施する者に予算の範囲内で補助金を交付し、地震に対する木造住宅の耐震性の向上を図り、震災に強いまちづくりの推進に資することを目的とします。

## 総合的な安全対策に関する取り組み

次の事項に係る安全対策について推進します。

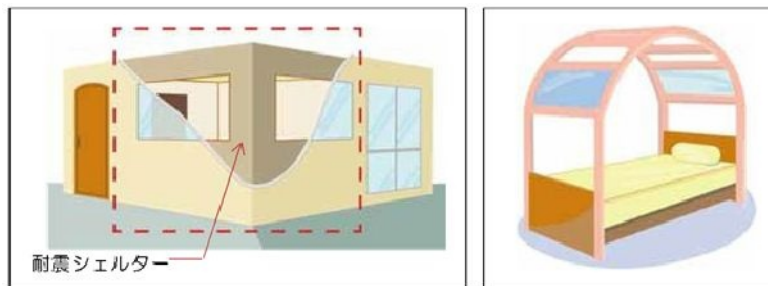
ブロック塀等の倒壊防止

落下物の安全対策

エレベーターの安全確保

家具の転倒防止

命を守る住まいの補強・・・住宅の耐震化が費用などの面でなかなか進まない状況を踏まえ、耐震化されていない住宅の屋内で最も滞在時間の長い寝室などの必要最低限の空間の安全を確保するためのものとして、耐震シェルターや耐震ベッドなどによる圧死を防ぎ地震被害を軽減するための施策を推進します。（下図参照）



出典：平成 28 年 11 月群馬県耐震改修促進計画

## 耐震改修等を促進するための指導や命令等

建築物等の耐震化促進に関する県及び市町村の役割分担や効率的な施策の実施について、群馬県建築物等耐震化推進協議会と連携を図りながら、本計画の実効性の確保を図るため、群馬県建築物等耐震化推進連絡会議を通して、建築物等の耐震化を計画的に促進します。

要安全確認計画記載建築物<sup>3</sup>及び特定既存耐震不適格建築物については、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨等の十分な周知を行い指導及び助言を実施するよう努め、その確実な実施を図ります。

**3 要安全確認計画記載建築物とは**・・・倒壊した場合に前面道路の過半を閉塞する恐れのある高さ 6 m 以上の建築物と、庁舎・病院・体育館などの防災拠点建築物のことを指します。

## その他耐震改修等を促進するための事項

県が行う建築物の所有者に対する指導等への協力

地震発生時に通行を確保すべき道路の検討

避難路の状況把握及び沿道住宅・建築物等耐震化基礎資料の整備



☎お問い合わせ先：

明和町役場 都市建設課

TEL 0276-84-3111（代表）